

税金は期限内に納めましょう

税金は、教育や福祉、インフラ整備など行政サービスの大切な財源です。延滞金の発生や財産の差し押さえがされる前に、納期限までに必ず納めましょう。

問 税務課収納係
☎ 0263②0628

税金は行政サービスの大切な財源です

納税は、日本国憲法に定められた国民の三大義務（教育、勤労、納税）の一つであり、納期内の自主納付が原則です。納められた税金は、住民の皆さんが安心して健康な暮らしをするために重要な役割を担っています。教育や保健衛生、社会福祉向上や道路、上下水道、公園の整備など、さまざまな事業を行う上で非常に大切な財源です。

税金を滞納することは、納期内に納税している大多数の納税者の皆さんとの公平性を欠くことになります。また、市の財政を圧迫し、住民サービスに支障を来します。税金は期限内に納めましょう。また、市では、滞納者に対しては厳正に対応し、徴収業務を強化して滞納額を縮減していきます。

納期内納付をしましょう

▶ 納付ができる場所はこちら

塩尻市指定金融機関	
塩尻市役所本庁	松本ハイランド農業協同組合
塩尻市役所榑川支所	洗馬農業協同組合
八十二銀行	木曾農業協同組合
長野銀行	アルプス中央信用金庫
松本信用金庫	みずほ銀行
長野県信用組合	三井住友銀行
長野県労働金庫	りそな銀行
ゆうちょ銀行・郵便局 (長野県・新潟県内)	順不同

便利な口座振替をご利用ください

納期限日に指定の預金口座から市税などを引き落とす「口座振替」は納め忘れがなく、納付のために出掛ける必要がありませんので便利です。市内の金融機関や市役所1階税務課収納係および各支所にある「塩尻市市税等口座振替依頼書」に記入の上、口座届出印を押印し、ご契約される金融機関窓口へ提出してください。申し込みから1カ月程度で振り替えが可能となります。

納税が困難な場合は早めにご相談ください

病気や失業、事業の経営不振など、やむを得ない事情で納期内に税金を納めることができない、一度に納めることが難しい場合は、納付方法や納付計画について市役所1階税務課収納係までご相談ください。



納付書の左下にバーコード表示のあるものは、納付書に記載してある取扱期限内であればコンビニエンスストアでも納付することができます。

特殊詐欺に注意してください

市役所職員などをかたり、言葉巧みに信じさせて税金などの還付に必要な手続きを装い、ATM操作を指示し被害者の口座から犯人の口座へお金を振り込ませる還付金詐欺があります。

市税などを還付する場合には通知を送付します。市役所職員が電話でATM操作を指示することはありません。なお、市では現金徴収はしていません。



- Q** 財産調査は本人の同意なしにできるの？
- A** 税金の滞納に対する財産調査は本人の同意は必要ありません。また、財産差し押さえについても同様で、直前の連絡は行っていません。督促の発送から10日を経過しても、未納であれば滞納処分の対象となります。差し押さえの対象となる財産は、預貯金、給与、生命保険契約、事業をしている場合の売掛金、不動産、自動車などがあります。
- 税金を滞納すると、取引先や勤務先の信用を失うなど不利益が生じることもあります。必ず、納期内に納付をしましょう。

- Q** 税金を滞納するようになるの？
- A** 納期内に納付がない場合には督促状を送付します。督促状発送後も納付がない場合には、訪問催告や催告書の送付をしています。それでも納付のない人には、納期内に納税している皆さんとの公平性を保つため、法律に基づき財産調査を行い、財産を差し押さえることとなります。このことを滞納処分といいます。
- 借入金や住宅ローンの返済などを優先して納税しない場合にも対象となりますので、ご注意ください。

納税に
ついでに
A Q ?